



熊本県公報

号外 第 4 8 号

平成 27 年 12 月 24 日(木)

(毎週 火・金発行)

目 次

○熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例	(人事課)	4
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	8
○行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例 (県政情報文書課)		9
○熊本県行政不服審査会条例	(〃)	13
○熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(市町村課)	14
○熊本県税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	14
○熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例	(情報企画課)	19
○障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の一部を改正する条例	(障がい者支援課)	19
○勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(産業人材育成課)	19
○熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例	(企業立地課)	20

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例

- 1 この条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号を利用する事務等について、次のように定めることとした。(第2条、別表第1、別表第2関係)
 - (1) 法第9条第2項に規定する条例で定める事務を定めることとした。
 - (2) 同一の執行機関内において当該執行機関が保有する特定個人情報を利用する事務及び当該特定個人情報を定めることとした。
 - (3) 執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用できることとした。
 - (4) (2)により特定個人情報の利用をする場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなすこととした。
- 3 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供について、次のように定めることとした。(第3条、別表第3関係)
 - (1) 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供について、情報照会機関、情報提供機関、情報照会機関が処理する特定個人情報が必要とされる事務及び当該特定個人情報について定めることとした。
 - (2) (1)により特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなすこととした。
- 4 委任事項について定めこととした。(第4条関係)
- 5 この条例は、平成28年1月1日から施行することとした。ただし、2(2)の一部及び3は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村が処理することとした。
 - (1) 医療法に基づく事務のうち、地域医療支援病院の承認等に関する事務(別表第10号関係)

- 移譲先：熊本市
- (2) 農地法に基づく事務のうち、次に掲げる事務（別表第17号関係）
- ア 農地の転用許可等に関する事務（2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地に係るもの）等
- 移譲先：熊本市、八代市、玉名市、天草市、山鹿市、宇土市、上天草市
- イ 農地の転用許可等に関する事務
- 移譲先：人吉市、合志市
- 2 熊本県港湾管理条例の一部改正に伴い、関係規定を整備することとした。（別表第61号関係）
- 3 熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止に伴い、関係規定を整理することとした。（別表第67号関係）
- 4 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる規定は、それぞれに定める日から施行することとした。
- (1) 2 公布の日
- (2) 3 平成28年1月1日
- (3) 1 (2)イ（合志市に係る部分に限る。）平成28年10月1日
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

◇行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

- 1 次の5条例について、行政不服審査法（以下「法」という。）の施行に伴う所要の規定の整理を行うこととした。
- (1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（第15条の5の3関係）【第1条】
- (2) 熊本県職員等退職手当支給条例（第13条関係）【第1条】
- (3) 熊本県立学校職員の給与に関する条例（第16条の3関係）【第1条】
- (4) 熊本県税条例（第15条関係）【第2条】
- (5) 熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第5条関係）【第5条】
- 2 熊本県情報公開条例の一部改正【第3条】
- (1) 法における審理員による審理手続に関する規定を適用除外とすることとした。（第18条の3関係）
- (2) 不作為に係る審査請求に対する裁決を熊本県情報公開審査会（以下「情報公開審査会」という。）の諮問対象に追加することとした。（第19条関係）
- (3) 情報公開審査会の委員による調査手続を設けることとした。（第25条の2関係）
- (4) 審査請求人等は、情報公開審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができることとした。（第26条関係）
- (5) 法の施行に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（目次、第18条の2、第19条—第25条、第26条、第28条、第29条関係）
- 3 熊本県個人情報保護条例の一部改正【第4条】
- (1) 法における審理員による審理手続に関する規定を適用除外とすることとした。（第25条の9関係）
- (2) 不作為に係る審査請求に対する裁決を熊本県個人情報保護審査会（以下「個人情報保護審査会」という。）の諮問対象に追加することとした。（第26条、第36条関係）
- (3) 個人情報保護審査会は、審査請求人等から申出があったときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならないこととした。（第38条関係）
- (4) 審査請求人等は、個人情報保護審査会に対し、意見書又は資料を提出することができることとした。（第38条の2関係）
- (5) 個人情報保護審査会の委員による調査手続を設けることとした。（第38条の3関係）
- (6) 個人情報保護審査会の審査手続を非公開とすることとした。（第39条の2関係）
- (7) 個人情報保護審査会は、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付し、答申の内容を公表するものとした。（第39条の3関係）
- (8) 法の施行に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第25条の8、第26条—第28条、第36条—第38条、第39条関係）
- 4 熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部改正【第6条】
- (1) 法における審理員による審理手続に関する規定を適用除外とすることとした。（第20条関係）
- (2) 熊本県行政文書等管理委員会（以下「委員会」という。）の委員による調査手続を設けることとした。（第25条の2関係）
- (3) 審査請求人等は、委員会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができることとした。（第26条関係）
- (4) 法の施行に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第17条、第20条—第25条、第26条—第28条関係）
- 5 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県行政不服審査会条例

- 1 この条例の趣旨について規定することとした。(第1条関係)
- 2 熊本県行政不服審査会(以下「審査会」という。)の所掌事務について規定する
ることとした。(第2条関係)
- 3 審査会の組織について規定することとした。(第3条関係)
- 4 審査会の委員の任期等について規定することとした。(第4条関係)
- 5 会長の設置及び職務等について規定することとした。(第5条関係)
- 6 専門委員の設置等について規定することとした。(第6条関係)
- 7 審査会の調査審議に係る合議体について規定することとした。(第7条関係)
- 8 審査会の議事について規定することとした。(第8条関係)
- 9 庶務を掌る部署について規定することとした。(第9条関係)
- 10 委任事項について規定することとした。(第10条関係)
- 11 罰則について規定することとした。(第11条関係)
- 12 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

◇熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

- 1 住民基本台帳法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第3条、第5条、第6条関係)
- 2 この条例は、平成28年1月1日から施行することとした。ただし、附則第3項の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県税条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県税条例の一部改正【第1条】
 - (1) 総則
 - ア 徴収の猶予
 - (ア) 広域本部長又は自動車税事務所長(以下「広域本部長等」という。)は、徴収の猶予(その猶予期間の延長を含む。)をする場合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができることとした。(第7条関係)
 - (イ) 徴収の猶予(その猶予期間の延長を含む。)の申請をしようとする者が、その猶予の種類等に応じ、広域本部長等に提出しなければならない申請書の記載事項、添付書類及び補正の手続を行うべき期間を定めることとした。(第8条関係)
 - イ 換価の猶予
 - (ア) 広域本部長等は、職権による換価の猶予(その猶予期間の延長を含む。)をする場合には、当該職権による換価の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該職権による換価の猶予をする金額を当該職権による換価の猶予をする期間内の各月において、当該職権による換価の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができることとした。(第9条関係)
 - (イ) 広域本部長等が職権による換価の猶予(その猶予期間の延長を含む。)をする場合において、必要があると認めるときに当該職権による換価の猶予を受ける者に提出を求めることができる書類を定めることとした。(第9条関係)
 - (ウ) 広域本部長等は、申請による換価の猶予(その猶予期間の延長を含む。)をする場合には、当該申請による換価の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該申請による換価の猶予をする金額を当該申請による換価の猶予をする期間内の各月において、当該申請による換価の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができることとした。(第10条関係)
 - (エ) 申請による換価の猶予(その猶予期間の延長を含む。)を申請しようとする者が、当該申請をすることができる期間並びに広域本部長等に提出しなければならない申請書の記載事項、添付書類及び補正の手続を行うべき期間を定めることとした。(第10条関係)
 - ウ 広域本部長等が徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合において、その猶予に係る金額、期間その他の事情を勘案して担保を不要とする場合を定めることとした。(第11条関係)
 - (2) 法人事業税
収入割額を課す事業に貿易保険業を追加することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第39条―第41条関係)
 - (3) その他規定の整理を行うこととした。(第26条関係)
- 2 熊本県産業廃棄物税条例の一部改正【第2条】
地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第12条関係)

- 3 熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正【第 3 条】
 鉦区税の申告書の提出に係る経過措置に関し、所要の規定の整理を行うこととした。（附則第 6 項関係）
- 4 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、次に掲げる規定は、それぞれに定める日から施行することとした。
 - (1) 3 公布の日
 - (2) 1 (2) 平成 29 年 4 月 1 日
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

- 1 熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の一部を改正する条例

- 1 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例における障害の例示に発達障害及び難病による障害を明記することとした。（第 2 条関係）
- 2 不利益取扱いとならない合理的な理由がある場合の例示を、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までのとおりとすることとした。（第 8 条関係）
 - (1) 障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合 障害者の障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれると認められる場合
 - (2) 労働者の募集又は採用を行う場合 障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じてもなお従事させようとする業務を適切に遂行することができないと認められる場合
 - (3) 障害者を雇用する場合 障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じてもなお業務を適切に遂行することができないと認められる場合
- 3 障害者に対する虐待に、正当な理由なく障害者の身体を拘束することを加えることとした。（第 10 条関係）
- 4 その他規定の整理を行うこととした。
- 5 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。

◇勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 次の 4 条例について、職業能力開発促進法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。
 - (1) 熊本県財産条例（第 6 条関係）【第 1 条】
 - (2) 熊本県立技術短期大学校条例（第 2 条関係）【第 2 条】
 - (3) 熊本県手数料条例（第 2 条関係）【第 3 条】
 - (4) 熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例（第 7 条、第 8 条関係）【第 4 条】
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 次の 2 条例について、地域再生法の一部改正、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の施行等による地方税の不均一課税に伴う措置の適用が行われること等を踏まえ、所要の規定の整備を行うこととした。
 - (1) 熊本県工場等設置奨励条例【第 1 条】
 - (2) 熊本県税特別措置条例【第 2 条】
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例をここに公布する。
 平成 27 年 12 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 57 号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号（法第2条第5項に規定する個人番号をいう。）の利用、法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報（法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供等に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用等)

第2条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 別表第1の左欄に掲げる県の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務

(2) 県の執行機関が行う法別表第2の左欄に掲げる事務

2 別表第2の左欄に掲げる県の執行機関が保有する必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該県の執行機関が保有するものを利用することができるとし、法の規定により、情報提供ネットワークシステム（法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。以下同じ。）を使用し、他の個人番号利用事務実施者（同条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 県の執行機関は、第1項第2号に掲げる事務を処理するために必要な限度で法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であつて事務者が保有することを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用をすることを目的として、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第3条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる県の機関（以下「情報提供機関」という。）が、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条並びに別表第2の2の項から9の項まで及び別表第3の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

執行機関	事務
1 知事	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等（私立のものに限る。以下「私立高等学校等」という。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、私立高等学校等に在学する生徒等に対して交付する就学支援金（同法第5条第1項に規定する受給権者に支給するものを除く。）の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
2 知事	私立高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条第3号に掲げる特別支援学校の高等部を除く。以下この項において同じ。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、私立高等学校等に在学する生徒等の保護者等（同法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）に対して交付する奨学のための給付金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
3 知事	私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、私立高等学校等に在学する生徒等に対して交付する学び直し支援金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
4 知事	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条

	の 3 に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書を交付された者（以下「外国人」という。）に対し、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に準じて行われる保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 知事	療育手帳（知的障害者の福祉の充実に図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）第 9 条第 6 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	熊本県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和 2 3 年熊本県条例第 1 8 号）による授業料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 2 条第 1 号に掲げる高等学校（公立のものに限る。以下この項において「公立高等学校」という。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、公立高等学校に在学する生徒等に対して交付する学び直し支援金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 2 9 年法律第 1 4 4 号）の趣旨に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（同法による経費の支弁を除く。）に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 2 条に規定する高等学校等（私立高等学校等及び同条第 3 号に掲げる特別支援学校の高等部を除く。以下「国公立高等学校等」という。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、国公立高等学校等に在学する生徒等の保護者等（同法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。）に対して交付する奨学のための給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 2 条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳の交付に関する情報（以下「療育手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 知事	地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）その他の地方税に関する法律及び熊本県税条例（昭和 2 9 年熊本県条例第 2 8 号）による県税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
3 知事	公営住宅法（昭和 2 6 年法律第 1 9 3 号）による公営住宅（同法第 2 条第 2 号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
4 知事	住宅地区改良法（昭和 3 5 年法律第 8 4 号）による改良住宅（同法第 2 条第 6 項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくはは	療育手帳関係情報であって規則で定めるもの

	変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	
5 知事	児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
6 知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
7 知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
8 知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
9 知事	私立高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 2 条第 3 号に掲げる特別支援学校の高等部を除く。以下この項において同じ。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、私立高等学校等に在学する生徒等の保護者等（同法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。）に対して交付する奨学のための給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの 外国人に対し、生活保護法に準じて行われる保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
10 知事	外国人に対し、生活保護法に準じて行われる保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第 2 の 26 の項の第 4 欄に掲げる特定個人情報

別表第 3（第 3 条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（同法による経費の支弁を除く。）に関する情報であって規則で定めるもの
2 知事	外国人に対し、生活保護法に準じて行われる保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	法別表第 2 の 26 の項の第 4 欄に掲げる特定個人情報のうち教育委員会が保有するもの 特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（同法による

			経費の支弁を除く。)に関する情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	国公立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、国公立高等学校等に在学する生徒等の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）に対して交付する奨学のための給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第58号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第10号事務の欄中「(6)から(21)まで及び(23)から(25)まで」を「(10)から(25)まで及び(27)から(29)まで」に改め、同欄(1)中「に係る知事に対する申請の受付」を削り、同欄中(25)を(29)とし、(6)から(24)までを4ずつ繰り下げ、(5)を(7)とし、その次に次のように加える。

(8) 法第29条第3項の規定による承認の取消しに関する事務

(9) 法第30条の規定による弁明の機会の付与（法第29条第3項の規定による取消しに係るものに限る。）に関する事務

別表第10号事務の欄(4)を同欄(6)とし、同欄(3)中「第12条の2」を「第12条の2第1項」に、「知事に対する報告の受付」を「報告書の受理」に改め、同欄(3)を同欄(4)とし、その次に次のように加える。

(5) 法第12条の2第2項の規定による報告書の内容の公表に関する事務

別表第10号事務の欄中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第4条第2項及び第29条第6項の規定による意見の聴取に関する事務

別表第17号事務の欄(1)中「2ヘクタール」を「4ヘクタール」に改め、同欄(2)を削り、同欄(3)中「第4条第5項」を「第4条第8項」に、「2ヘクタール」を「4ヘクタール」に改め、同欄(3)を同欄(2)とし、その次に次のように加える。

(3) 法第4条第9項（法第5条第5項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関する事務（(2)及び(5)の協議に係るものに限る。）

別表第17号事務の欄(4)中「2ヘクタール」を「4ヘクタール」に改め、同欄(5)を削り、同欄(6)中「2ヘクタール」を「4ヘクタール」に改め、同欄(6)を同欄(5)とし、同欄(7)中「(6)まで及び(12)から(14)まで」を「(5)まで及び(11)から(13)まで」に改め、同欄(7)を同欄(6)とし、同欄(8)中「(7)」を「(6)」に改め、同欄(8)を同欄(7)とし、同欄(9)中「(7)」を「(6)」に改め、同欄(9)を同欄(8)とし、同欄(10)中「(7)」を「(6)」に改め、同欄(10)を同欄(9)とし、同欄(11)中「徴取」を「要求」に、「(10)まで及び(12)から(14)まで」を「(9)まで及び(11)から(13)まで」に改め、同欄(11)を同欄(10)とし、同欄(12)を同欄(11)とし、同欄(13)を同欄(12)とし、同欄(14)中「(13)」を「(12)」に改め、同欄(14)を同欄(13)とし、同号市町村等の欄中「八代市」の次に「、人吉市」を、「上天草市」の次に「、合志市」を加え、同表第61号事務の欄(1)中「許可()」の次に「港湾施設の使用に係るもの」に限り、」を加え、同欄(2)中「(1)に掲げる」を「港湾施設の使用に係るもの」に限り、(1)の」に改め、同表第67号を削り、同表第68号を同表第67号とし、同表第69号を同表第68号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第61号の改正規定及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 別表第67号を削る改正規定及び附則第4項の規定 平成28年1月1日

(3) 別表第17号市町村等の欄の改正規定（「上天草市」の次に「、合志市」を加え

- 4 委員又は専門委員は、自己の利害に関係する議事に関与することができない。
(庶務)
- 第9条 審査会の庶務は、総務部において処理する。
(委任)
- 第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。
(罰則)
- 第11条 第4条第5項(第6条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
附 則
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第61号

- 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
熊本県住民基本台帳法施行条例(平成14年熊本県条例第44号)の一部を次のように改正する。
- 第3条中「第7条第8号の2」を「第7条第13号」に、「個人番号」を「住民票コード」に改め、「。第6条において同じ。）」の次に「のうち法第7条第8号の2に規定する個人番号以外のもの」を加える。
 - 第5条中「第30条の15第2項」を「第30条の15第2項第2号」に、「同項」を「同号」に改める。
 - 第6条中「第30条の15第2項」の次に「(第2号に係る部分に限る。）」を加える。
附 則
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(以下「第5号施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例の施行の日から第5号施行日の前日までの間に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の13第1項に規定する当該都道府県の区域内の市町村の市町村长その他の執行機関であつて条例で定めるもの(旧法第30条の13第1項に規定する当該都道府県の区域内の市町村の市町村长その他の執行機関であつて条例で定めるもの)又は整備法第19条の規定による改正後の住民基本台帳法第30条の15第2項に規定する都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるもの(旧法第30条の15第2項に規定する都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるもの)であつたものに限る。)からこれらの規定に規定する求めがあつた場合における改正後の第3条の規定の適用については、同条中「経過していないもの」とあるのは、「経過していないもの」とする。
 - 3 当分の間、整備法第21条の規定による改正後の住民基本台帳法(以下「新法」という。)第30条の13第1項に規定する当該都道府県の区域内の市町村の市町村长その他の執行機関であつて条例で定めるもの(旧法第30条の13第1項に規定する当該都道府県の区域内の市町村の市町村长その他の執行機関であつて条例で定めるもの)であつたものに限る。)又は新法第30条の15第2項に規定する都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるもの(旧法第30条の15第2項に規定する都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるもの)であつた場合における改正後の第3条の規定の適用については、同条中「経過していないもの(法第7条第13号に規定する住民票コードを除く。）」とあるのは、「経過していないもの」とする。

熊本県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第62号

- 熊本県税条例等の一部を改正する条例
(熊本県税条例の一部改正)
- 第1条 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。
第7条から第11条までを次のように改める。

- 4 新条例第10条及び第11条（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。
- 5 新条例第39条から第41条までの規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例をここに公布する。
平成27年12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第63号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例
熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年熊本県条例第70号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項に規定する発行手数料であつて、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）においてまだ同項又は同条第2項の規定による納付がされていないものについては、なお従前の例による。
- 3 旧条例第3条第1項に規定する情報提供手数料であつて、施行日においてまだ同項の規定による納付がされていないものについては、なお従前の例による。

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第64号

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の一部を改正する条例
障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例（平成23年熊本県条例第32号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第1節 不利益取扱いの禁止等（第8条—第10条）」を「第1節
第2節 不利益取扱い等に関する相談（第11条—第15条）」を 第2節
第3節

障害を理由とする差別の禁止（第8条・第9条）
虐待の禁止（第10条）に、「第3節」を「第4
障害を理由とする差別等に関する相談（第11条—第15条）」
節」に改める。

第2条第1項中「精神障害」の次に「（発達障害を含む。）、難病による障害」を加える。

第2章第1節の節名を次のように改める。

第1節 障害を理由とする差別の禁止

第8条第4号中「おそれがある」を削り、同条第5号及び第6号中「対して、」の次に「その障害の特性に配慮した必要な措置を講じてもおなほ」を加える。

第2章第3節を同章第4節とする。

第2章第2節の節名中「不利益取扱い等」を「障害を理由とする差別等」に改め、同節を同章第3節とする。

第10条の見出しを削り、同条第1号中「又は」を「若しくは」に、「加える」を「加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束する」に改め、同条の前に次の節名を付する。

第2節 虐待の禁止

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例による改正後の障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例（以下「新条例」という。）の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
平成27年12月24日

律第20条」を「、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に
 関する法律第20条及び地域再生法第17条の6」に改める。
 第6条中「第4条の4、第4条の6、第4条の7又は第4条の13」を「第4条の4
 第1項、第4条の6第1項、第4条の7第1項、第4条の13第1項又は第4条の14
 第1項若しくは第2項」に改める。
 第7条第1項中「第4条の4、第4条の6、第4条の7又は第4条の13」を「第4
 条の4第1項、第4条の6第1項、第4条の7第1項、第4条の13第1項又は第4条
 の14第1項若しくは第2項」に改め、同条第3項中「前2項に定めるもののほか、」
 を削り、「第4条の4、第4条の6、第4条の7若しくは第4条の13」を「第4条の
 4第1項、第4条の6第1項、第4条の7第1項、第4条の13第1項若しくは第4条
 の14第1項若しくは第2項」に改める。
 第8条中「第4条の4、第4条の6、第4条の7又は第4条の13」を「第4条の4
 第1項、第4条の6第1項、第4条の7第1項、第4条の13第1項又は第4条の14
 第1項若しくは第2項」に改める。
 附則第2項中「平成29年3月31日」の次に「(第4条の14第1項第2号及び第
 2項第1号に規定する土地の取得が行われた場合にあつては、平成30年3月31日)」
 を加え、「及び第4条の6第1項第1号」を「、第4条の6第1項第1号並びに第4条
 の14第1項第2号及び第2項第1号」に改める。
 附 則
 この条例は、公布の日から施行する。